

自動車検査証の有効期間の伸長

- 以下の運輸支局等が所管する地域の一部に使用の本拠の位置を有する自動車について自動車検査証の有効期間を伸長
- ① 福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所
- ・対象地域：福岡県北九州市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県遠賀郡、福岡県京都郡、福岡県築上郡
 - ・対象車両：自動車検査証の有効期間の満了が7月6日(金)から7月8日(日)までの車両について7月9日まで自動車検査証の有効期間を伸長
- ② 広島運輸支局、岡山運輸支局及び愛媛運輸支局
- ・対象地域
広島県：広島市東区、広島市南区、広島市安芸区、広島市安佐北区、呉市、安芸郡坂町、安芸郡熊野町、安芸郡府中町、安芸郡海田町、竹原市、三原市、尾道市、福山市、江田島市、東広島市
岡山県：倉敷市、岡山市東区、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町
愛媛県：大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町
 - ・対象車両：自動車検査証の有効期間の満了が7月7日(土)から8月5日(日)までの車両について8月6日(月)まで自動車検査証の有効期間を伸長
- 自動車検査証の満期を迎えて継続検査を受けるに際しては、同時期に満期を迎える自動車損害賠償責任保険(共済)について、あらかじめ契約を更新しておく必要があるが、自動車検査証の有効期間の伸長の適用を受けた自動車の同保険(共済)の契約については、伸長された自動車検査証の有効期間内で継続検査を申請する時点までに締結すればよいこととなる

今後の状況に応じ、対象地域、有効期間及び対象車両の追加を検討